

○経済産業省告示第六十号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

発電所			事業場
[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	換算係数

(算定方法等)  
第三条 [略]

改正前

発電所			事業場
[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	換算係数

(算定方法等)  
第三条 [略]

				[略]	[略]
出力二千五百キロワット以上三千五百キロワット未満	出力二千キロワット以上二千五百キロワット未満	出力二千キロワット以上二千五百キロワット未満	出力千五百キロワット以上二千キロワット未満	[略]	[略]
一・六	一・四	一・二	[略]	[略]	[略]

				[略]	[略]
[新設]	[新設]	[新設]	出力千五百キロワット以上二千キロワット未満	[略]	[略]
[新設]	[新設]	[新設]	一・二	[略]	[略]

<p>八 前号のイからニまでの設備条件の全てに適</p>	<p>一〇七 [略]</p>	<p>第四条 [略]</p>	<p>(点検頻度)</p>	<p>2・3 [略]</p>	[略]	[略]	出力三千五百キロワット以
					[略]	[略]	上五千キロワット未満
					[略]	[略]	一・八

<p>八 前号のイからニまでの設備条件の全てに適</p>	<p>一〇七 [略]</p>	<p>第四条 [略]</p>	<p>(点検頻度)</p>	<p>2・3 [略]</p>	[略]	[略]	[新設]
					[略]	[略]	
					[略]	[略]	[新設]

---

合する信頼性の高い需要設備であつて、次のイ又はロに掲げるものにあつては、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある需要設備 隔月一回以上

ロ 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能

---

合する信頼性の高い設備であつて、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する需要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある需要設備にあつては隔月一回以上

〔新設〕

〔新設〕

---

<p>な装置を有する需要設備であつて、当該需要設備の設置場所と異なる場所から適確に点検を実施できるよう措置（第三者認証を取得した機械器具等を使用する措置をいう。）した需要設備 毎月一回以上</p> <p>九〇十三 「略」</p>	<p>備考 表中の「」は注記である。</p>
<p>九〇十三 「略」</p>	